

事務連絡
平成30年11月1日

居宅介護支援事業所長 様

鋸南町長 白石 治和

居宅介護支援、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて
(その4)

鋸南町の介護保険事業の運営につきまして、日頃から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、介護給付適正化事業に係る理由書について、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

記

介護給付適正化該当事項	理由書名称	提出時期
生活援助中心型の算定	「生活援助中心型算定に係る理由書」	算定の始期のみ提出
軽度者に対する福祉用具貸与	「軽度者に対する福祉用具貸与に係る理由書」	算定の始期のみ提出
要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用	「短期入所サービス利用に係る理由書」	認定の有効期間毎に提出
訪問回数が多い訪問介護の算定	「訪問回数が多い訪問介護算定に係る理由書」	居宅サービス計画を作成又は変更する毎に提出
事業対象者における区分支給限度額の変更	「総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更に係る理由書」	目標の見直し毎に提出

提出先：地域包括支援センター

なお、算定の見直しは理由書の提出とは別にケアプラン・介護予防ケアプランに記された期間に基づき、モニタリングや短期目標の評価時に定期的におこなう必要がある。